

令和5年度 第2回松戸市地域自立支援協議会

日時：令和6年1月29日（月） 午前10時～12時

会場：松戸市役所新館7階大会議室

【開会】

○事務局・藤中

それでは、定刻となりましたので、これより令和5年度第2回松戸市地域自立支援協議会を開催いたします。私は、本日、司会進行を務めます、障害福祉課の藤中でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは会に先立ちまして、福祉長寿部長の松本よりご挨拶を申し上げます。

○松本部長

皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、前回の8月に開催した第1回に引き続きまして、令和5年度第2回松戸市地域自立支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日の報告事項でもございますけれども、前回、貴重なご意見等をいただきました次期障害者計画につきましては、パブコメ等々が順調に進んでおります。重ねて御礼申し上げます。

昨年末には、国から令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定の基本的方向性が出ておりまして、まだ具体的なところはこれからというところではございますけれども、今後、制度も変わってくるだろうと思われまます。そういったところも踏まえて、今後も引き続き、本協議会におきましては、障害のある方への支援体制に関する地域課題や、取り組みの情報を共有して、その在り方を検討し、具体的にどういったことをしていったらいいのかなどを皆様にご議論いただければと考えております。

限られた時間で貴重なご意見をいただくために、今回から事前にご質問をいただくような形式となりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

最後になりますが、本市の障害福祉行政の推進のために今後ともご支援・ご協力をお願いします。本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

○事務局・藤中

それではここで、事前に郵送させていただきました、本日の資料の確認をさせていただきます。

次第

資料1 指定事項調査部会報告書

資料2 地域個別ケア会議（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場）に係る取り組みについて

- 資料3 第2回日中サービス支援型共同生活援助評価部会報告書
資料4 令和5年度第2回松戸市障害者計画推進協議会 事前回答一覧表
資料5 第4次松戸市障害者計画・第7期松戸市障害者福祉計画・第3期松戸市障害児福祉計画（素案）
資料6 地域生活支援拠点のイメージ図・運営状況
追加資料1 事前質問回答票
追加資料2 地域個別ケア会議(精神障害にも対応した地域個別ケアシステム構築のための協議の場)課題集約表

以上9点となりますが、お手元にございますか。万が一足りない資料がある場合には、係の者がお持ちしますので、お申し出いただければと思います。

では、続きまして、会議の成立についてご報告をさせていただきます。本日は、藤木委員から欠席の連絡をいただいておりますが、委員総数の過半数を超える出席をいただいておりますことから、松戸市地域自立支援協議会条例第7条第2項の規定に基づき、本会議は成立することをご報告いたします。

それでは、ここからは松戸市地域自立支援協議会条例第7条第1項の規定に基づきまして、会長が議長となり、議事進行をお願いしたいと思います。今成議長、宜しく願いいたします。

○今成会長

これより、私が議事進行をさせていただきます。

まず、本協議会の公開につきまして、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としております。議事録につきましては、発言内容を要約の上、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。

なお、会議の内容は、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほど、宜しく願いいたします。

また、本日6名の傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受付をもって許可に変えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

〈傍聴者入室〉

【1 議事1 (1) 指定事項調査部会について】

○今成会長

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。まず、「議事1 (1) 指定事項調査部会について」ですけれども、早坂部会長からご説明をお願いいたします。

○早坂委員

指定事項調査部会長を務めております、早坂と申します。初めに、指定事項調査部会の組織概要について説明をさせていただきます。資料1の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。

そちらに委員構成、それから活動概要、開催状況等々記載されております。令和5年4月1日付をもって、松戸市長から諮問のあった特定事項について、前協議会の際に本部会に付託されました。その後、本部会から松戸市障害福祉のあり方検討会 専門部会に諮問に係る事項について依頼し、専門部会から提出のあった調査報告を基に、本部会内で調査審議してまいりました。

本日は、松戸市障害福祉のあり方検討会の各専門部会から提出のあった調査報告書を基に進めてまいりたいと思います。

ここで、今成会長にお願いなのですが、3部会とも内容のボリュームがかなりございますので、1部会ずつ区切って進行をしていただければありがたいと思います。

○今成会長

許可いたします。

○早坂委員

ありがとうございます。ご承認いただきましたので、お時間もありませんので、ここから「松戸市障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」から、活動報告を大友委員から説明させていただきます。その後の進行につきましては、今成会長によりお願いできればと思います。

○大友委員

「松戸市障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」の報告をさせていただきます。

相談支援部会では、「相談支援体制の連携強化及び計画相談の質の向上」という調査事項でした。活動項目としては、「①相談支援の強化」、「②相談支援事業所と基幹の連携」、「③教育・スクールソーシャルワーカーとの連携」と挙げております。

①につきましては「報酬向上に関する取り組み」がメインとなります。②に関しましては「相談支援のスキルの向上」をメインにおいており、③は「学校連携の強化」というところテーマを設定しています。

まず、①についてなぜ報酬向上の強化に設定したかということ、相談支援の収入が安定せずに相談支援事業所を閉じるなどの背景があります。その他に、計画作成率が上がるどころか、そもそも落ちているという現状があって、国としてもいろいろな加算とかを検討してくださっていますが、報酬が安定して人をきちんと定着させられなければ、相談支援体制の安定と活性化は、そもそも見込めないというところで、メインの課題になるだろうというところで、報酬向上というテーマを挙げていきました。

その他の障害福祉サービスだと、利用者さんが来る日数で収入が見込めるのですけれども、相談支援事業の場合、「プラン1件、モニタリング1枚に幾ら」のように、かなり収入を稼ぐのが大変と

いう状況です。国が出してくれた加算も活用しなければ、なかなか収入が向上しないという現状があります。このことから、プラス加算が出ていても、活用できていない事業所が多いというところで、この加算について、さらに学びを深めようというところでやってまいりました。

課題のところですが、事業所の赤字問題をどう解消できるかについて、加算の理解不足をもっと理解を深めていこうというところです。「加算＝黒字」とも言えませんが、加算を請求しない一つの理由に、手間が大きいなどの理由があがりました。具体的な取り組みとしては、障害福祉課より「機能強化型サービス利用支援費」のレクチャーがありました。さまざまな機能強化型の制度が国から示されています。例えば、他の事業所と協定を結んで、さらに機能強化したりとか、人員体制を手厚くしたりというところで、さらに加算がついたりというものが出ています。その他に、様々な加算については、「他機関と連携したら、こんな加算がつく」とか、「こんな会議をしたら、また加算がつく」とか条件が付されています。

また、相談支援事業所に対する補助金が県内でも実施している市がありまして、近隣市でも相談支援事業所に対しての加算が市としても検討されています。例えば、千葉市や鎌ヶ谷市では新規開設に対する補助を出すなど、各市で独自の制度を実施しておりましたので、そのことについても実施状況の共有を行いました。

次に、②の「相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携」では、スキルの向上というところで、さらなる基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携を考えてテーマを掲げていました。障害特性や利用者様の療育歴など、現況に合わせた支援の描きができなければ、適正な支援が描けないというところで、そこを基幹相談支援センターがサポートして、一緒にどういう支援を描くなど、サポートしてもらうという体制を築いていきたいというところでやってきました。

現状はサポサポの活用・連携を実施してきたところですが、このサポサポについては、前にお伝えしたと思うのですが、平成 26 年頃から現場の相談支援専門員が自主的にやっていた連絡会があります。それがこの組織でして、今も市の後方支援を受けて継続しているところです。その中では、さまざまな学びについてふれており、例えば、医療的ケアのことやジェンダーのこと、発達障害など、色々の学びを積みながら、相談支援の連携を図っています。スキルアップ研修については、「支援を要している事業所の参加がない」、「参加率の二極化」、「研修を通して必要な連携につながっていない」と言い切れない」というところが課題に挙がっています。

相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携については、「電話がつながらない、どこまで相談してよいかわからない等、基幹と連携しづらい」という声が挙がっていました。「圏域の基幹で支援できない事例における支援体制」についても検討が行われています。

「具体的な取り組み」については、年 3 回（5 月と 8 月、12 月）、各エリアの基幹相談支援センター主催でスキルアップ研修が行われたのですが、「サポサポ」は相談支援専門員の参加率も高いことから、「サポサポ」のスケジュールを活用してスキルアップ研修が行われたところです。その中で、相談支援事業所と基幹相談支援センターの役割についての全体討議とか、グループ討議も行って、基幹がどうあってほしいか、どう連携してほしいかという検討も続けています。

最後に、③の「教育・スクールソーシャルワーカーとの連携」では、もともと相談支援をするに

あたって、学校との連携の難しさというところが、挙がっていたというところもあります。実際に相談支援をやっておりますと、不登校の生徒の相談が増えていたり、家庭も多様化していて、学校だけでは支援が描き切れないというところや、先生方が不足してきていて、課題のある生徒の対応の難しさとかも挙がってきています。

支援が必要でも、スクールソーシャルワーカーと計画相談がつながれていないケースがまだまだあります。重症化を防いでいくために、どうしたら早期にキャッチして支援していけるかというところを20～40歳になっても、小学校のときに不登校だった方が、ずっとそのまま在宅になってしまって、引きこもりにつながっているという現状も続いていますので、早めにキャッチして支援を描いていけるという方策が取ればよいと思っています。

現在、スクールソーシャルワーカーが、松戸市ではたくさん増えていますので、スクールソーシャルワーカーとまず連携を図って、さらに学校との連携も深めていこうとしています。実際に実施したのが、10月5日に相談支援専門員とスクールソーシャルワーカーとの連携会議を行いました。互いの役割を理解し、グループワークを通して連携を図っていきました。

また要望等には、さまざまな教育の会議体への検討をお願いしたいとのことで「教育機関への計画相談の周知方法について検討してほしい」と挙がっております。

○今成会長

それでは整理しながら1つずつ進めてまいりたいと思いますので、一旦、質疑等に入らせていただきます。

追加資料の事前質問回答票をご覧ください。事前にいただいた質問は、まず質問者からご発言いただきたいと思っております。質問者はマイクのボタンを押して、赤ランプが点灯されてからご発言いただきますようお願いいたします。また、発言が終わりましたらボタンを切ってもらおうよう、併せてお願いいたします。なお、実績や詳細な事案を事前に用意して建設的な議論を行うことから、今回から原則、事前質問制とさせていただきます。その一方で、議事の説明を聞いた上で、実績など数値が伴わない協議も場合によってはあるかと思えます。従いまして、事前にいただいた質問は優先的に議論いたしますが、突発的な意見交換等は妨げません。ぜひ、皆様とより有意義な議論の場となれるよう進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

それでは初めに、事前質問回答票に沿って進めてまいります。まず、相談支援部会に対するご質問のNo1に関しまして、質問者でございます星野委員から、質問のご趣旨を簡単にご説明いただければと思います。宜しく申し上げます。

○星野委員

趣旨に関しては、ただいまのご説明があつて、この回答にも書いていただきましたので、よく理解しました。相談支援の強化に関しては、報酬向上に関する取り組みだけでなく、他にもあるのではないかということだったのですけれども、もともと色々な課題を明示していただいた上で、このテーマを選んだということが回答としてありましたし、今の発言でもわかりました。以上です。

○今成会長

ありがとうございます。続きまして、No2に関しまして、星野委員から質問のご趣旨をお願いいたします。

○星野委員

こちらに関しましては、②の「相談支援事業所と基幹の連携」の「課題」に書いてあるところでした。スキルアップ研修において、「支援を要している事業所の参加がない。参加率の二極化。」というところがあります。これは私が関与しています高齢分野でも、同じようなことが言われているところです。つまり、こういった研修に出る方は、ある程度の力量など、日々の研鑽というか、そういったものを大事にされているような事業所が多く参加されて、本当に出ていただきたい方に出ただけでない。そういったところがジレンマであると思います。このような事業所には、どのようにアプローチすべきでしょうかということを申し上げました。

回答としても、「テーマの選定などを検討していく」ということで、どんなものを銘打てば、参加して下さるかかどうかということだと思います。具体的にはどのようなテーマ設定をすると、このような支援を要している、本当に出ていただきたい事業所にリーチできるのか、響くのかということ、どのようなことが考えられるのでしょうか。

○事務局・佐藤

どのようなテーマ設定であればよいかという部分についてですが、テーマの選定にあたりましては、相談支援事業者の皆様に、「どんなテーマを取り上げてほしいか」をアンケートなどにより把握しながら、実務に沿ったものを設定していきたいと考えております。以上になります。

○星野委員

ありがとうございます。すごくいい案だと思います。このNo3の質問もそうなのですが、アンケートをとって困りごとというか、何だったら聞きたいかというところをきちんと把握して、それに則って研修内容を組み立てるというところが正統的ではないかなと思いました。宜しくお願いします。

○今成会長

続いて、No3の質問に関しまして、引き続き星野委員からお願いいたします。

○星野委員

No3には相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携というところで、電話が繋がらないというところがありました。このようなことは、以前の本協議会でも引き続き出されていた課題と思います。電話が繋がらないというのがどういう問題なのか。それが基幹相談支援センターの人員

配置の問題であるのではないかというところで議論がされていたと思います。どのような見解でしょうかというところを市にお尋ねしたというのがこの質問になります。

回答として「アンケートをとる」ということが書かれています。これも非常にいいことだなと思います。圏域、時間帯や頻度であったり、もしかして相談内容によったりなど、様々な「つながらない」という要素があると思います。そういった困りごとを精緻に把握した上で、今後これをどうするのかという議論をしていくべきではないかなと思いました。

こういったものはすごくいい案だと思うのですが、追加の質問としてはいつやるのかというところです。できれば、例えば次回の本協議会でこんな生のデータが出てきて、ここで議論したり、より重要なテーマであれば、障害者計画推進協議会との兼ね合いを考えたりなど、どのようにこのアンケートをやって議論していくかと考えたらいいでしょうか。

○今成会長

ご質問ありがとうございます。では回答に関しまして、事務局からいかがでしょうか。

○事務局・佐藤

アンケートの実施時期ですが、令和6年3月に、相談支援事業者の皆様が集まる集団指導という場がございますので、その場を活用しまして、このアンケートと、その前に質問のありましたスキルアップ研修のアンケートを同時に実施して、実態把握していければと考えております。

○星野委員

ありがとうございます。宜しく願いいたします。

○今成会長

続きまして、事前質問のNo4に入ります。こちらも星野委員から質問趣旨をご説明お願いいたします。

○星野委員

圏域の基幹が支援できないときの対策ということでしたけれども、どのような事例を指すのかを質問させていただきました。回答として、「利用者と支援者とのマッチングが折り合わず、本来の居住している圏域での相談支援の継続が困難な事例」ということでしたけれども、具体的にはどのような事例なのかなと思います。例えば、高齢の分野ですと、ケアマネージャーだとか地域包括支援センターから、地域包括ケア推進課に挙がる事例とすると、虐待であったりだとか、医師アウトリーチを要するような事例であったりだとか、いわゆる膠着した事例というところが挙げられると思います。障害の分野において、市まで挙がるというのはどのような事例なのでしょう。そういったものが言語化できていると、地域の相談支援専門員や基幹相談支援センターに、「こんな事例があったらば、障害福祉課に挙げてほしい」と、そのようにアナウンスができる为好ましいのではない

かなと思って、質問させていただきます。

○今成会長

ありがとうございます。大友委員からご回答をお願いいたします。

○大友委員

これは実際にある事例なのですが、支援拒否を指します。相談者と相手と合わないとか、そこにいらっしゃる相談員と合わないとか、その場所に行くのも嫌になってしまうということが起こるといのが実際にありました。そうなったときに、その場所にその方は行けないし、その基幹相談支援センターにはもう関りたくないとなってしまう時に、ではどうするのということがおきます。そこで終わりにしてほしくないとか、支援から外れることが決してないようにということで検討してほしいとお願いさせていただきました。

現在の基幹相談支援センターでは、基本的にはその圏域内の利用者に区切って支援するということが規定になっているということです。それでは、規定にあるからダメなのかということではなくて、きちんとその後どうするのですかというところを障害福祉課でそのあとしばらくはフォローしていただきます。その後、関係改善ができるなら、また圏域の基幹相談支援センターに戻すということもありますけれども、一定的には障害福祉課がしっかりそういう方をフォローしていただけるということになりました。

○星野委員

ありがとうございます。よくわかりました。ちなみに拒否というのは、相談する相手に対する拒否なのでしょうか。それとも、よく高齢分野であるのが、その方が本当は助けを求めることができない認知症だったり、発達の問題だったり、未診断の精神障害だったり、いろんなものが混沌とすることで、表現型として拒否するという方を多く診ていますが、実際には相手の拒否なので、人を変えればという意味で障害福祉課にあげるとということなのでしょうか。

○大友委員

障害特性にもよると思うのですが、一回、場所とか人に拒否感が出てしまうと、「もう嫌」となってしまうようなことが、障害分野ではよくあるようなことではあります。どちらかという私の中では、そのイメージが現在のところでは強いです。その過程の問題で向こうからアプローチできないということに関しては、支援者側がアプローチしていけばいいことなのです。逆に、向こうが入りたくないというところなので、それでは他に、「この相談場所ならいかがですか」というところで、きちんと提案していけるということだと思います。

○星野委員

ありがとうございます。実際にそのような事例というのは、どれくらい障害福祉課で受けとめて

くださっているのでしょうか。

○事務局・菊澤

はっきり件数というものを把握はしていませんけれども、障害福祉課には福祉職のケースワーカーと言われる者が9名、圏域に3名ずつおります。年度によって変動はありますが、基本的には少なくとも1人あたり1件は対応させていただいていると思います。

○星野委員

よくわかりました。ありがとうございました。

○今成会長

ありがとうございます。相談支援部会に関する事前質問は以上ですけれども、他の委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうか。

そうしましたら時間の兼ね合いもございますので、次に進めてまいりたいと思います。では、次の調査報告につきまして、古川委員からご説明お願いいたします。

○古川委員

「松戸市障害福祉のあり方検討会 就労支援部会」からでございます。

まず、報告書をご覧くださいませでしょうか。調査項目としましては、「障害のある方が安心して就労できる環境づくり」となっておりまして、3つの活動項目に分けております。1つずつ活動項目に沿って説明いたします。

まず①の「一般就労と福祉的就労の行き来ができる仕組み作りについて」です。現状としては、特に就労継続支援事業所から就労されている方が少ないといった現状がございます。その理由は、安心して就職活動ができないとか、失敗したらどうしようとかといった不安だったり、あとは当事者の方の障害者雇用についての知識が広まっていなかったり、あるいは支援の方々についても、工賃向上だとか賃金向上といったところで業務に追われて、そのような活動ができなかったりなどがあります。いわゆる一般就労をさせていくためのスキル、社会支援を知らなかったりといったところがあるのかなと思っております。

その中で就労支援部会は、就労継続支援事業に通所している利用者と支援者向けに「チャレンジロードマップ」という冊子を作成しております。その冊子は、本人からのヒアリングシート、連携先のフローズ、あとはアセスメントシートなどを盛り込んだものとなっております。

また、昨年度実施した就労経験のある方々へのアンケートにつきましては、「再就職に向けて取り組んでいきたいか」、「福祉サービスの併用をしていきたいか」だったり、「失敗したときに、元の事業所に戻れるか不安だったりするのか」などの24の項目で、今後の課題やニーズを把握しております。

その中で課題としましては、「チャレンジロードマップ」について、松戸市のホームページに掲載

させていただいているのですけれども、認知度が低く、あまり活用されている状況ではなさそうな点があります。そのため、今年度は直接利用している利用者や支援員だけでなく、そこに関わる相談支援専門員にも周知して広めていきたいなど考えまして、1月11日に相談支援部会にて「チャレンジロードマップ」の説明をさせていただき、周知いただくよう依頼をしております。また、先ほど触れた昨年度のアンケート結果を基に、「チャレンジロードマップ」を改訂しています。

調査項目に対する要望等に関しましては、部会として先行して取り組んでおりました就労継続支援事業へのアプローチ「チャレンジロードマップ」などを通してという形なのですが、今後は福祉サービスの中で、就労選択支援事業という新しいサービスが始まることとなっています。この就労選択支援事業については、就労継続支援事業を利用している方々に、就労のチャンスを広めていくというのも目的の1つであります。このような新事業が創設される際には、「基幹相談支援センターや相談支援事業所に説明会を開催していただきたい」との要望が出ております。

②の項目でございますが、「市内で働きやすい環境や制度を整える」についてです。現状は、例年、障害者雇用を広げていくセミナーを部会として企画運営しておりますが、実際の雇用につながったのかなど、効果的な取り組みだったかの測定ができていない状況がございます。そこで、セミナー参加をいただいている企業に対しまして、「セミナー後も具体的な相談を希望しているか」といったところを聞くことと、業界を絞って取り組んでみた方がいいのではないかと考えて、未達成企業が比較的多い福祉業界にターゲットを絞って座談会を企画しております。

しかしながら、結果は福祉業界からセミナーに参加したいというのは、2社しか応募がありませんでした。そこで急遽、関わりのある企業にもお声掛けさせていただき、最終的に13社ご参加いただくことができました。その座談会後に1社から相談希望が挙がり、求人を起こしてもらうところまで進み、障害者雇用についてつながりそうな事例を創出できたといったところです。

また、2回目の企画としては、前回のセミナーでアンケートをさせていただいた中で、市内の就労支援移行所だとか、訓練しているところを見たいといったところもございましたので、実際に訓練されている事業所の見学と、訓練している方からの発信をいただく形をとり、開催をいたしました。このセミナーに参加いただいた企業の中からも雇用へとつながる事例を挙げられ、みんなで力を合わせて取り組んでいるという状況です。調査項目に対する要望等につきましては、経済部局が開催する中小企業向けセミナー等で障害者雇用の啓発活動を実施していただきたいというのと、職場実習奨励金の対象を拡大していただきたいと考えているようです。

③の項目です。「福祉的就労を通した包括的な取組を目指すについて」ですけれども、現状が就労継続ネットワークのサポートを行っております。コロナの影響で開催ができていなかったネットワーク会議なのですが、6月5日と12月1日に今年度開催しております。就労支援移行所が集まるネットワークとも連携しながら行うことができしております。参加率も上がってきているところです。もう1つは「にぎわい創造課文化スポーツ振興担当室」と連携し、プロスポーツ団体の試合会場で、各事業所さんが作成している製品だとか品物を出展していただきたいということを協議しております。好事例の創出の足がかりとして、活動しているという状況です。

課題は、まだ就労継続支援のネットワークの参加率が高い方ではないことだとか、あとは共同受

注だと工賃向上につながる取り組みができていない点です。これにつきましては、就労継続支援ネットワークの安定的な開催のサポートを行い、ネットワークの土台づくりをサポートしてまいりました。今後もさらなる強化に向けて、サポートしていくつもりでございます。

調査項目に関する要望等につきましては、工賃・賃金向上のために、千葉就労事業振興センターやセルプセンターなどを活用した優先調達のさらなる推進と、新規事業等のスタートアップには労力が必要になるため、その際には松戸市にもご協力いただきたいと思いますと考えているようです。就労支援部会からは以上です。

○今成会長

それでは質疑等に入りたいと思います。追加資料の事前質問回答票に沿って進めさせていただきます。まず、No5のご質問につきまして、質問趣旨を星野委員からお願いいたします。

○星野委員

③の就労継続支援事業の横のつながりがまだ弱くというところで、これは大事な問題だなと思いました。結果的に共同受注であったり、それゆえ要望できることも多くなってくるというのは経済活動において自明の理だなと思います。どのような形をすれば、このつながりを強化できるかというところをご質問させていただきました。今のご発言でわかりました。

ただ、1点お伺いしたいのは、ネットワークの加入率が低いということでしたけれども、大体、事業者数においてどれくらいの率なのでしょうか。

○事務局・鳩貝

就労継続支援A・B型合わせて、約40事業所が市内で運営されています。

○古川委員

その中で30%、40%の参加率というような状況になっております。おそらく背景には、就労継続支援事業の特にB型事業所においては、もともと福祉サービスとして活動される前は、地域の福祉作業所だとかというようなことで、新しいサービスに移行しなければいけないというような課題があつて、「それでは生活介護にするのか、就労継続支援B型にするのか」というような課題があつたと思います。

その中で、やはり働くといったところをサポートしていくために、B型事業所を選んだ事業者というのは多いのかなと思います。実際に工賃向上ということで、それまでは工賃のことは、福祉サービスの前は言われてはいたのですが、ここまで言われる状況ではなかったというところもあります。なかなか工賃向上で目指していける対象者が少なかつたとか、現在で言うと重度化または高齢化ということがあつて、工賃向上・賃金向上に取り組めない。取り組んでいても、外に出てセミナーを受けたり、横の連携を意識しながらやっていくという力が及ばないというような課題があるのかなと思っております。

その中で、工賃向上・賃金向上だけではなく、先の12月に行われたネットワークでは、そこにポイントを絞るのではなく、生活支援だとかそういったところでもお困りの事業所というのは多いのかなと思っておりまして、そういったものを協議の内容にして、参加率を上げていったということはやっていると報告は受けております。

○星野委員

よくわかりました。先ほどのスキルアップ研修もそうですけれども、やはりワンテーマではなく、「ほかのお困りごともあるよ」というふうに幅広く旗を掲げると、いろんな方が集ってくるというのは共通のテクニックというか、進め方なのかなと勉強になりました。ありがとうございました。

○今成会長

事前質問に関しましては以上となりますけれども、他に委員の皆様から、就労支援部会の調査報告に関しまして、ご質問等いかがでしょうか。

○平山委員

ネットワークの件なのですけれども、就労継続支援A・B型を含めて一般の業者といたしますか、30もあるのではないかと思うのですけれども、そこの連携の取りにくさというか、なかなか地域で横のつながりというのを、忙しいのかなどあまり望んでいないというか、その辺の現状はどうなのでしょうか。

○古川委員

平山委員のおっしゃることまさしくそのとおりで、特にA型事業所は株式参入が多くなっている状況の中では、連携の取りづらさといったところがあります。その中で、このネットワークの副会長に就労継続A型事業者を配置させていただきまして、その方をメインにA型事業所とも連携が含まれるようにしていたところではございます。かといって、B型の昔からやられているところの参加率が高いかといったら、一方そういうわけでもなかったりとかします。それは先ほどもお話しさせていただきました「工賃向上・賃金向上だとか、そこまでできないよ」という事業所は、やはり参加率が低かったりしているところが現状です。

○大友委員

就労選択支援についてなのですけれども、就労継続支援A・B型にいらっしゃる方とか、既に就職をして、もっと本当は可能性もあるし、もっと収入も上げたいという方はたくさんおられると思います。1回、その就労継続支援A・B型を外れてしまうと、その月の工賃が得られないというところで、移行を利用して本当に合った仕事を見つけないという方が、そこに至れないという現状があると思うのです。実際、相談の中でも、その就労移行に行っている間に収入がなくなってしまうから、ギリギリでやっていたグループホームの生活が立ち行かなくなるのであきらめようみたいな

方たちがいらっしゃったりすると思います。就労選択支援事業は、適正な仕事とかもっとたくさん収入が得られるというところにつないでくためには、とても重要だし、楽しみにしているところではあるのですが、その辺の収入をどう確保しながら、それを利用していかみたいところが、きちんと描いていただけたらいいなというところで思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○事務局・鳩貝

まだ制度の全体像が見えていないというところもございます。市としても必要な措置があるのかどうかというところも踏まえまして、今後どういった支援が必要かを検討させていただきたいと思っております。

○大友委員

ぜひ、宜しくお願いいたします。

○今成会長

それではお時間のこともありますので、次に進めてまいりたいと思っております。続きまして調査報告について、早坂部会長からお願いいたします。

○早坂委員

「松戸市障害福祉のあり方検討会 子ども部会」のご報告をさせていただきます。

調査事項に関しましては、1つ目に「要支援児童の保護者への情報伝達における仕組みづくり」。2つ目に「要支援事業に関する関係機関との切れ目のない連携構築」となっております。活動項目が3つ上がっておりますけれども、①の「家族が安心できる情報を伝える」というところと、②の「早期相談支援マップ」につきましましては、考え方としては連動しているものがございます。③につきましましては、家族支援というところで、少し違う活動の内容になります。

松戸市は、子供の受け皿としての「親子DE広場」や、「子育てフェスティバル」などを通して、通常の経験のお子さんたちの受け皿というのは、決してないわけではありません。幼児、それから児童に関しましては、「発達に課題があるかも」というところで、非常にグレーな状況で親御さんが不安を抱えたり、幼稚園の先生であったりといった関係支援者が不安を感じて、そのお子さんたちを「どこかに一度、つなげたほうがいいのか」というような状況が出やすくなります。そうしたときに支援側が、どこにつなげてあげることがよいか、どんなところがあるのかという情報が通常のお子さんたちを見ている事業所現場においては、なかなか情報が得られていない、浸透していないということから、つながりにくいという現状が出ています。

このことから、1つは、「家族が安心できる情報を伝える」ということで、実は放課後等デイサービスや児童発達支援1つにしても、目的をそれぞれ違った形で事業運営をしているところがたくさんございます。例えば、運動をメインにやっているところ、知的には大きな課題がない発達のお子さんたちの学習をメインにやっているところ、それから重度のお子さんたちを集団で適応状況を見

ているところなどいろんな形態がございます。情報としては一定の資料を松戸市では作成をしてくれておりますが、実際に内容がどういうものなのか、どんな活動をしているのかといったことが、具体的に支援側が描けない。もしくは親御さんが描けないことで、どこに行ったらいいのかわかりづらいついようなことが起こっております。

このことにより、映像をもってたくさんの方にご協力いただきまして、活動内容を実際の映像にして、支援者それから親御さんたちに見ていただくという研修をいたしました。実は、これは非常に好評でありまして、具体性が伴うということと、自分のお子さんがどこに結び付きやすいかということがわかる。「同じ放課後等デイサービスといっても、これだけ違うんですね」といったような反応が、たくさんあったということでした。この映像を上手に使いながらと思いますが、この映像をどうブラッシュアップしていくのかといったことが、次の課題にはなっているところなんです。それから、固定した事業所ではなく、さらにいろいろな事業所にご協力をいただくということが必要なのではないかと、課題で上がっております。

②の早期相談支援マップにつきましても、これと同じような状況がございます、事業所で、「松戸市のどこに、どんなものが存在しているか」ということが、実はわかっていないということで、マップをつくりました。さらに、年齢によってこういうところが受け皿になってくれるといったようなことを、わかりやすくマップとしてつくり、フローにして進めていったところがございます。

これを一度、事業所にお諮りしていますが、結果として長の方は見ているのだけれども、下の方たちがうまく使えていなかったりとか、下の方たちにうまく浸透していないということがあったりということがあります。使いづらさがどこにあるのかといったようなことのアンケートをとり、さらにブラッシュアップをしているという現状でございます。これをうまく活用していただけるようになると、少し早期のつながりが出やすくなるのではないかと、課題で上がっております。

さらに2つ目の切れ目のない関係とのつながりという意味では、どうしても障害のあるお子さんたちが、新たな事業所、それから新たな相談場所に行ったときに、生まれたときからのことを、1からすべて聞かれるという状況が続くわけです。そうすると、親御さんたちは面接を受けるたびに、何度も同じ事を伝えなければならないということで、このライフサポートファイルに、生まれたときからの情報がある程度、一定程度そのまま入力してあったり、それからいただいた書類をそのまま挟んでおくというようなことができれば、親御さんは、「これを見てください」と言うことができたり、同じことを何度も言わなくても、思い起こさなくても、「ここに、何年の何月のときのことがあります」と言うことができ、面接も効率よく進むということになるのではないかと、課題で上がっております。

しかしながら、やはりまだ正直なところの部分がございまして、これは生まれたときからの記録が残っていくことが望ましいのですけれども、実際は3～4歳ぐらいまでは、お子さんを育てることに一生懸命と言いますか。実際に面接が起こるなど、いろいろ伝えなければならないのは、学校に上がるころからということもあって、このライフサポートの渡し方・広め方についても、まだまだ検討の余地があるということが、実態に即したところでどうなのだろうということが、あがっ

てきているというところです。

そして今は、要望のところにもありますけれども、IT化しておりますし、親御さんたちはアプリ世代になっています。ですから、紙ベースで何かを書くとか残すではなくて、しかもスマホもどんどんよくなっておりますから、写真を撮って、そのままそれをその台紙に張りつけられるとか、いろんな形で残しやすい方法というのを今後は松戸市とも協力をしていただいて、検討をしていく必要があるのではないかと、そのように報告があがっております。こども部会としては、そのような活動しております。

○今成会長

それでは、事前質問に入りたいと思います。事前質問票のNo6に関しまして、まず質問者である菊田委員から、質問の趣旨を簡単にご説明お願いいたします。

○菊田委員

質問の趣旨は、概ね質問票に書いてあるとおりですが、毎回、本協議会の中で、こども部会がそれぞれの早期相談支援や、ライフサポートファイルを熱心に取り組まれていることは、とても伝わってきているのですけれども、なかなか使い手からの意見というのが、協議会の中では聞こえてこないというのが気になっていたところです。

事前に回答をいただいているところも拝見させていただいて、アンケートと早期相談支援に関しては、既にアンケートが取られているということ。さらに、ライフサポートファイルに関しても、支援者向けには既にアンケートが実施されているということはよく理解いたしました。ただ、やはりライフサポートファイルに関しては、主役であるのは、その記録をつくっていくご家族などが主役になるのかなと思うので、その「保護者を対象にしたアンケートの実施を予定している」って書かれているところで、少し安心したと同時に、配布に関しては、どなたに配布したかという記録は残っているのかなと思いました。ですから、アンケートを保護者に向けてやる場合、どうやってとるかなと、この回答を見て気になったところではあります。

また、私はこの協議会の中で唯一、当事者に関わるというか、支援者側ではない当事者側からの参加者です。また、こども部会にも松戸障害者団体連絡協議会から委員を出しておりますので、アンケートを取るときに何か当事者とつながりが必要であれば、我々のことも有効に活用していただければと思った次第です。宜しく願いいたします。

○早坂委員

ありがとうございます。当事者についてのアンケートの部分ですけれども、一番初めのときには、配った方を追いかけるという形でのアンケートを取りました。その後、いくつかの場所で配布をするということになってからは、おっしゃるとおり、どなたに配布したかとか、どういう方にアンケートを取るのかというところで、部会の中でも議論は出ております。今、特別支援学校や、それから児童生徒課などいろいろなところで配布を試みてくださっていますので、そこにつきましては記

録が残っておりますので、そういった配布をした方をベースに、今後もアンケートを取りながらブラッシュアップをしていきたいと思っております。

やはりそのアンケートの中で、使い勝手という問題ですね。紙ベースや、大きなファイルをというところではあります。それから、事業所側の問題でいきますと、事業所側の担当者にこのファイルの存在自体がまだ浸透しきれていないので、こんな事例があったのですけれども、親御さんはファイルを持って行かれた。でも面接のときに、『ライフサポートファイルお持ちですか』と聞かれなかったもので、どのタイミングで見せたらいいのかがわからなくて、出せなかった。」というアンケートのお返事があったりいたしました。ですので、まだまだそういう意味で、相互理解も進んでいないというのが現状だと思っておりますので、これは継続して、ご指摘のあったところも含めてやっていきたいと思っております。

○今成会長

ありがとうございます。続きまして、No 7に関しまして、質問者である星野委員から趣旨のご説明をお願いいたします。

○星野委員

今の早坂委員のご発言のとおりになります。やはりアプリ化・電子媒体化など、保護者の方がスマホ世代というか、そういったところを見ると、その方がいいのではないかとということでご質問をさせていただきました。

回答を見ますと、「ダウンロードし、入力できるようになっております」というところを今、拝見したところではありますけれども、あくまでもダウンロードであって、それが電子媒体で更新できたり、その情報がクラウドにあったりとかというわけではないと思います。

そして気になったのは、「災害時や非常時には、紙媒体がないと情報の共有ができないため、アプリ化については～」ということが書いてあります。議論の進め方として、「あるべき形」というのと、「非常時の対応」というのは、少し峻別して考えた方がいいのではないかなと思っておりました。つまり、今の菊田委員からもありましたが、利用者の声を聞きながら、あるべき形というのはつくられていくのかなと思います。その派生として、その枝葉の議論として、「非常時はどうしようか。バックアップをどういうふうに残そうか。」という議論がある方がいいのではないかなと思います。確率論的に低いイベントによって、全体の方針が影響されることはない方がいいのではないかなと思います。

例えばですが、医療機関では電子カルテを使うことがありますけれども、バックアップをどうするかというところを考えています。定期的にバックアップを取って、インターネット回線が繋がらないときでも、そのときの状況を残す。処方箋については、少なくとも紙で、何の薬を出したかわかるように紙媒体でとっておくとか、そういったものをバックアップとして考えていますので、そんな形で分けながら考えていただくといいのではないかなと思います。

そして別件ですが、今、相互理解というお話が出ましたけれども、これもすごく大事な話だと思います。これもまた、例え話になり恐縮ですが、小児科の医院に行くと、子供にワクチンを

打って、「今日は母子手帳見せなかったな」なんてときはないはずだと思います。必ず見せる。それは、見せることによってレコードを取ると同時に、コスト算定等々でそれを確認するところで、うまく紐づいているかなと思います。母子手帳が一つのツールとしてそこで発揮されているように、このライフサポートファイルというものが認知されていくと、非常にいいのではないかなと感じました。

○今成会長

具体的なお提案を含めて、ご意見をありがとうございます。これに対しまして、まず事務局から、ご回答に関しましていかがですか。

○事務局・山田

ライフサポートファイルは、やはり保護者の方が作成しやすいものをつくっていくというのが、こども部会の方針でございますので、今、星野委員からご意見いただいたことを部会に持ち帰りまして、検討を進めてまいりたいと思います。

この災害時というのは、インターネットが使えなくなることもありますし、ここに書きました非常時というのは、親御さんに何かがあったときに、その電子媒体が確認できなくて、そのお子様の状況が確認できない状況というのも考えられますので、アプリ化を進めることも重要だと思うのです。ただ、紙媒体で何か残しておけるものが必要ではないかということについては、部会の中でも検討してまいりたいと思います。

○星野委員

今、大事な話だと思うのですが、その、いわゆる「親亡き後」というところで、どのようにしてその方の情報を集約していくかというのは、非常に大事だと思います。医師会でも、急に、「一人で介護されていたお母さんが交通事故で」という事例を経験したことがあります。

例えばですけれども、ログイン ID とパスワードは、相談支援専門員さんが知っている。そんな電子媒体があっても定期的にプリントアウトして、そんなものがどこかにおいてあるとか、何らか、そういったファイルを軸に、それを誰かが緊急時は見られるようにするとか、そういったフォローをすると災害時にも利用できるし、「親亡き後」も、その方にとっては災害時と同じぐらい大事なことです。そんなところに運用できると、すごくいいのではないかなと思いました。

○今成会長

事前質問に関しまして、こども部会に関しましては、以上です。他に皆様からこども部会の調査報告に関しましてご質問等いかがでしょうか。

○大友委員

調査事項の目的で、関係機関との切れ目のない連携構築や教育・福祉とかの目的や価値観につい

での相互理解というところも入っているところで、思っていることがあります。

相談支援をしていても、放課後等デイサービス同士の連携、横のつながりがとてもまだまだ薄いなど思っているところがあります。例えば、児童の様子がちょっと変化してきて、様子がおかしいなど思っても、他の放課後等デイサービスに確かめたりはしていなかったりと相談が入っていれば、相談から、「あちらの事業所ではこんな変化です。でも、こんな変化が出ていますよ。」のように情報が上げられたりして、そこで連携が図れたりはするのです。

児童の計画作成率もまだまだ低いというところで、相談が入っていない事業所も多いというのもあると思うのです。ただ、先ほど早坂委員からもありましたように、放課後等デイサービスはいろんな特徴を持っていて、それぞれの特徴をもっと生かし合うということも、もっとできると思うのです。この間あった事例では、集団療育をやっている中で、「この子、実は個別療育で、ちゃんと個のところから見きわめる療育も必要だと思うのですよ」みたいなお話があって、それが次に個別療育に私がつなぐというのは、そこはできるのですが、もっと放課後等デイサービス同士、児童発達支援同士で横のつながりができれば、お互い声をかけ合って、その子もっとよりよい療育につなげるみたいなことができると思うのです。現状を知らなくて本当に申し訳ないのですが、放課後等デイサービス・児童発達支援連絡協議会のような横のつながりとか、それこそお互いの価値を認め合うとか、知り合うみたいなものが、現状であるのかどうかというところを、知りたいなと思って質問させていただきました。

○事務局・山田

児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの連絡協議会というのは、今の時点ではございません。市内事業所数はかなり多くなっていますので、横の連携をとっていくことは必要かと思いますので、今後検討させていただければと思います。

○早坂委員

確かに事業所の連絡協議会というのも必要かと思うのですが、やはり子供のときにも、結果的には何が適応して何が適応していないのかとか、どこに課題があるのかというところを、それぞれが問題として、課題として感じるかどうかというところがとても大きな視点になってきます。

そういう意味では、やはり子供の相談ですね。その件数がまず上がることで、相談支援専門員が働くことによって子供のそういう調整ですね。その子に真に必要な事業所などということの整理をするということが必要です。それをおそらく、連絡協議会で事業所が集まったとしても、総論的なことはできるかもしれないですけども、子どもにとって必要なのは各論だと思っています。ですから、相談件数を増やすことが、私は大きな目的になるのではないかなという感じがしております。

今の意見はこども部会としては協議されていないので、私の私見です。申し訳ありません。

○平山委員

「こども部会」ということで、子供対象にどう広めていくかということと、どう活用するかとい

うことだと思います。私の事業所は18歳以上の成人を支援していますが、要するに最近、支援学校を含めて、子どもたちを卒業したあとに引き受ける時に、個人情報ということあまり多く渡しません。私も支援学校の教師だったことがあって、卒業する時ある程度のデータを書いて、事業所に「こういう子ですので、宜しくお願いします」というのをやっていたのですが、そういうことがあって、成人の段階で、また一から聞かなきゃいけないということがあるのです。若干、相談支援事業所とつながっている場合には、そちらの方の情報も提供していただきながらつくることもあります。

そういう点では、大人になっても持っていなければ、この情報を伝えていいのかということ、できたら相談支援事業所の方たちに、この存在と活用をもっともっとPRしていただきたいと思っています。やはり、相談支援事業所の方がこういう子を扱いたいというので、「どうだろうか」と来ます。そうするとその方、相談支援事業所から、「こういったファイルを持っていますか」とか、それをこう提示していただくと、受ける側も受け入れる側もすごく参考になります。そういう形での浸透を図っていく必要があるのかなということを強く感じています。

○早坂委員

部会の中でも、相談支援事業所とつながっていく。情報を共有していくということが、やはり一つのテーマとして挙がっています。もちろん課題整理も含め、早期からライフサポートファイル等々の情報がつながっていれば、それは親御さんも含めて承知をした中で、情報提供ということがしていけるということになりますので、相談支援事業所ともしっかりつながっていくということは、これから大事なポイントにはなるかと思います。ありがとうございます。

【1 議事1 (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための取組状況について】

続きまして、議事1の(2)に入りたいと思います。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための取組状況について」ですけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局・土屋

これより協議事項(2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための取組状況について」、事務局の土屋から説明させていただきます。

この議事は、聞きなれない方もいらっしゃるかと思いますが、今回、地域自立支援協議会において初めてご審議いただく内容となります。この「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を簡潔に申し上げますと、国が推進している施策であり、精神障害がある方が地域で安心して生活できるように、体制を整備するものとなります。この体制の整備では、市町村の役割として、整備に向けた協議の場を設けることとされております。松戸市においては、地域個別ケア会議という会議体で協議し、地域課題を抽出し、この課題への取り組みを進めているところです。

本日は、この市の取り組みについて、委員の皆様からご意見をいただきたく議事としたものです。

が、まず、この取り組みの根拠となっている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についてご存じでない方もいらっしゃるかと思いますので、先にこのシステムを説明し、次に市の取り組みについて説明するといった順序で進めさせていただきます。

本日は資料2として、2枚お配りしておりますが、まず皆様にこのシステムの全体像をイメージしていただくために、資料2の2枚目の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築のイメージ図を用いてご説明させていただきます。

このイメージ図は、本システム構築にあたり国から示されたものです。文頭の上段の囲いの1つ目のマル、こちらには「精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す」とあります。繰り返しますが、このシステムを簡潔に申し上げますと、精神障害のある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、支援体制を整備することとなります。

この背景について、少し触れさせていただきます。国の精神保健福祉施策の変遷におきましては、入院医療中心から地域生活中心へと政策理念の転換がなされ、精神科病院に長期に渡り社会的入院をされている方に関して、退院促進に係る事業が都道府県単位で進められてきました。その後、より一層の地域移行や定着を推進するために、既に打ち出されておりました高齢者等の地域包括ケアシステムをもとに、精神障害やメンタルヘルスの視点が加わった経緯がございます。

次に、イメージ図上段の2つ目のマルの説明文の2行目になりますが、「地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による「協議の場」を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築」していくこととあります。なお、この「協議の場」は設置義務とされており、協議の場を通じて地域の実情や課題に即した取り組みを行う必要がございます。

松戸市では、このイメージ図左下の注釈のとおり、市の委託事業により市内3圏域の基幹相談支援センターが年2回主催する地域個別ケア会議を、市町村における協議の場として位置づけております。こちらはイメージ図右下にあります、「圏域の考え方」として、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基盤として、地域包括ケアシステム構築を進めることに即しております。

また、イメージ図下段の下から3つ目の囲いのおり、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場は、その下の囲いにあります 障害福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の「場」から必要に応じて助言をもらうなど、障害福祉圏域からバックアップを受ける体制となっております。この下から2つ目の囲いの障害福祉圏域ですが、松戸市におきましては、流山市、我孫子市を含めた、松戸圏域と呼びます。松戸圏域における協議の場につきましては、本会議の江波戸副会長が所属されております、特定非営利活動法人 LIFACT が県より事業委託を受けておりますので、のちほど江波戸副会長より、圏域事業の取り組み等につきましてもコメントをいただければと存じます。ここまでの、前段の、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の説明となります。

次に、資料2により、松戸市の「これまでの取り組み」、「課題」、「今後の取り組み」の順で説明をさせていただきます。右上に資料2と記載されております「地域個別ケア会議に係る取り組みについて」をご用意ください。

まず、左側中段の囲いの「これまでの取り組み」をご覧ください。先ほどの説明と重複する部分がございますが、市町村の協議の場である「地域個別ケア会議」につきましては、市の委託事業により3圏域の基幹相談支援センターの主催により、保健・医療・福祉の関係者の参加のもと、精神障害を有する方の精神科病院からの地域移行や定着についての個別事例を検討し、当該事例について地域内での解決を図るとともに、地域課題の抽出を行い、市へ報告をいただいております。この報告により、令和3年度から令和5年11月末までに一定数の地域課題が集積されたところです。

次に、右に移りまして、「課題」をご覧ください。同会議でこれまで集積されました一定数の課題について分析いたしまして、市全体に共通する課題として、この度、「地域移行支援の周知不足」を抽出いたしました。地域移行支援とは障害福祉サービスの1つで、精神科病院に入院されている方が退院後に、住居の確保や地域生活を円滑に送れるよう、相談支援を行うものになります。

課題の抽出においては、特に精神科病院から退院をされる精神障害を有する方の、地域生活における障害福祉サービス利用計画を作成する、相談支援専門員に対しての周知不足が課題として挙げられました。

次に、「今後の取り組み」をご覧ください。市では「今後の取り組み」としまして、令和5年度の取り組みは年度末となりますが、令和6年3月21日に市内相談支援事業所の方々にお集まりいただき集団指導の場を活用しまして、退院後の地域生活やサービス利用に係る支援を中心に行う相談支援事業所の皆様に、「本システム」を理解いただいた上で、「地域移行支援」について周知を行い、活用いただくことで、精神科病院に入院されている方が、円滑に地域生活に移行できる体制の整備の土台づくりを図りたいと考えております。

令和6年度は、引き続き地域個別ケア会議により、地域移行や地域定着に係る地域の課題の集約・分析を行いつつ、地域移行支援を必要とする方の共通認識や支援者同士の顔の見える関係づくりを進めるために、精神科病院等の医療機関を含めた周知活動を検討したいと考えております。

最後に資料2の上段の緑色の囲いの2行目をご覧ください。このたび、松戸市地域自立支援協議会で本件を協議する主たる目的となりますが、本表記載内容の、主に「今後の取り組み」につきまして、協議会委員の皆様方のご意見を賜りたく、ご審議をお願いいたします。いただきましたご意見等につきましては、地域個別ケア会議にフィードバックの上、今後の取り組みの材料とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○今成会長

ありがとうございます。そうしましたら、江波戸委員から補足等のご説明いかがでしょうか。

○江波戸委員

先ほど土屋様からご連絡いただいたように、私どもの法人としまして、県の事業として平成29年

から本事業を松戸圏域として受託しております。圏域としましては、今ご説明いただきましたように、松戸市、流山市、我孫子市が対象となっております。本年度より圏域での協議事項は、もともと13事業あったものが8事業と集約がされております。その8つの事業の内容ですけれども、例えば普及啓発に係る事業、精神障害を持たれた方の住まいの確保と居住支援に係る事業、ピアサポートの活用に係る事業等がございます。

松戸圏域では、家族、当事者をはじめとして、他にも松戸市の障害福祉課の皆様、医療・相談機関・サービス事業者と協議を行っております。流山市、我孫子市においては、まだ市の協議体制を確立しているところではありますが、松戸市におきましては、令和3年度という早い段階での実施となっております。このあと委員の皆様から意見交換をいただいた内容は、ぜひ圏域の課題としても共有させていただければと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

○今成会長

ただいまの江波戸委員からのご説明は、追加資料2をご参考いただければと思います。

それでは、事前質問に入りたいと思います。No8のご質問につきまして、質問者であります星野委員よりご質問趣旨のご説明をお願いいたします。

○星野委員

質問に関しては、資料2「これまでの取組」、「課題」、「今後の取組」ということで資料を出していただいて、これについて審議をということにいただいたわけです。この検討した事例というものが、おそらく1機関ごとに2事例で、合計2×3が6と検討されたと思います。そのまとめをご説明いただければというところでお願いさせていただきました。

つまり、元のものがある事例なのか、どんなお困り事があったのかというのをリアルにわかった方が、議論がしやすいかなと思いました。それに伴って、追加資料2というものを提出していただいたのですが、それでもこのテーマを設定した事例があると思うのですけれども、私が知りたかったのは、その事例がどんな事例だったのかということになります。例えば、中央基幹相談支援センターであれば、この「退院支援」というところがテーマになったということは、そのテーマにせざるを得ないような、やはり事例を経験されたと思います。小金基幹相談支援センターであれば、「アルコールについて」対応した事例があったものと思われる。

この会議は時間の縛りがありますので、例えばですけれども、そういったこのテーマの基になった事例を「別添」みたいな形で補足をつける方法はいかがかなと思います。既に地域個別ケア会議をやっている訳ですので、事例の基となるデータはあると思うのです。そこから個人情報全部省いた上でつけるということは、そう難しくはないのではないかなと思います。そういったものが、「こんな事例があった。そうするとこのテーマになって、地域課題がこんなになって、市レベルの課題としてはこうだ。」と、それが地域個別ケア会議に返っていくという循環型に初めてなるのではないかなと思います。

これは前の議論にもありましたけれども、相談支援事業所に対するアンケートを実施するという

話やライフサポートファイルで保護者さんにアンケートする話と同じだと思います。そんなところで、この生のデータであったりや、お困りごとだったりなど、そんなものを資料としてこの会議に集約したりだとか、そんなものを見せていただくとよりよい議論ができるのではないか思いました。この個別事例の取り扱いについて、市のお考えをお聞かせいただければと思います。

○事務局・土屋

3圏域に共通する主な事例につきましては、精神科病院から退院される方につきまして、入院中における退院後の生活に向けたアセスメントに焦点を置いた事例です。次に、退院支援に関わる医療と福祉の視点の相違に焦点を当てた事例です。次に、帰来先がグループホームである事例、または一人暮らしを希望される事例につきまして、地域生活を支えるために、だれが、どのような支援を提供できるのかといったことを検討した事例です。次に、地域生活を送るうえで、病識がない、依存性が高い、行動障害・逸脱行為など、課題がある方に対する、退院後の支援の在り方を題材とした事例がございました。

○星野委員

ですので、そういった事例をありのままというか、個別情報を除いた形で、「家族構成がこんなことになっていて、A病院から帰ってきて、こんなことになって、こんな拒否があつて、でもこんな支援を入れたらば、こういうふうになった。」とすると、最初からそのような情報を整理して、例えばA4の資料1枚でもあればいいと思いますので、それが6枚提示されているとすると、それを読んだ上で我々はここに来る。そして、そんな形で「抽出された課題はこうでした」というとなると、話がスムーズに入ってくるかなと思いますので、次回はそのような形の事例があるといいかなと思います。お願いいたします。

○今成会長

ありがとうございます。では続きまして、引き続き事前質問のNo.9に関しまして、質問者であります星野委員より、ご説明をお願いいたします。

○星野委員

ありがとうございます。これに関して、事例を検討するメンバーが各圏域で3者（合計）とありますので、おそらく2回の事例検討の合計だと理解します。福祉関係者の方が多く参加されているということがわかります。この回答ですと、「当該事例に関連する方々に、個別に声かけを行い～」ということが書いてありますが、これは実際にはサービス担当者会議のようなものなのでしょうか。この会議に有識者など、そういった方の参加はあるのでしょうか。そして、事例ごとに声かけですので、基幹の方は変わらないと思いますけれども、毎回メンバーは変わっているということでしょうか。

○事務局・土屋

まず、この地域個別ケア会議の開催実績でございますが、令和3年度から令和5年11月末まで、計13回、3圏域合計で実施しております。圏域ごとの回数としましては、中央基幹相談支援センターが3回。小金基幹相談支援センター及び常盤平基幹相談支援センターが各5回ずつとなっております。

次に、基幹相談支援センターが事例を検討するメンバーをどのように選出しているかにつきましては、個別事例ごとに、基幹相談支援センターから事例に関連する主に圏域内の保健、医療、福祉関係者の方々に個別にお声がけをしております。そのため会議開催の都度、構成メンバーにつきましては変動がございます。

○星野委員

2点お伺いしますが、まず、1点目に実際に支援を担当された方以外のいわゆる有識者みたいな方もいらっしゃるのかということをお伺いできますでしょうか。

○事務局・土屋

構成メンバーにおける有識者委員の選定につきましては、これまでのところ、いわゆる学識経験のある有識者という立場で、参加をお声がけさせていただくという実績はございませんでした。当該事例に直接関わってはいないのですが、検討するに資するメンバーを基幹相談支援センター側で検討しまして、例えば医療機関のソーシャルワーカーの方、あるいは保健所の精神保健福祉相談員の方、精神障害の方を主に担当されている訪問看護ステーションの方に個別にお声がけをしているところです。福祉関係者も同様に、地域生活を念頭に置いて、いわゆるサービス提供事業所の方、あるいは相談支援専門員の方等々の方々に声をかけてしております。現状では「有識者の立場」ということでのお声がけはしてはいない状況となります。

○星野委員

有識者という言葉が私も適切でない使い方をしたかもしれないですけども、例えばですけども、高齢領域の地域ケア会議ですと、実務を担当しているケアマネージャーさんだったり、ヘルパーさんだったりという方が事例を持ってこられます。そこで医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネージャー、民生委員、その地域の代表的な方々が出て、その方々が有識者的にコメントをして、地域課題を抽出するアシストをしていくという現状があると思います。ですので、この障害領域の地域個別ケア会議においても、そのような方々がいると第三者の視点から発言をして、地域課題が抽出しやすくなるのかなと思って質問させていただきました。

○今成会長

ありがとうございます。もう1つご質問があるというようなお話でしたか。

○星野委員

すみません、もうこれで終わりにします。

○今成会長

はい、ありがとうございます。事前質問につきましては以上になります。他に皆様から、何かございますか。

○大友委員

資料を見てもどこにもなかったのですが、どこかに書いてあったら申し訳ないですけども、どれぐらいのニーズがあって、実際に今までどれぐらい対応したかというのを伺います。というのは、相談支援専門員の必要性というか、関わりが必要だなというところで、相談支援専門員のところにも訴えていくためにも、こういうニーズがあるという意味でも数がとても重要なと思うのですが、いかがでしょうか。

○今成会長

こちらに関しましては、江波戸委員よろしいですか。

○江波戸委員

地域移行のニーズということでよろしいですか。

○大友委員

はい、そうです。

○江波戸委員

私どもの事業所は、指定一般相談支援事業ということで地域移行支援を実施しております。私の記憶にはなってしまうのですが、今年度の支援依頼に関しては10件を超えるように思います。そうかと言って、市がおっしゃるとおり、松戸市内の相談支援事業所で指定一般相談支援事業を取っているのは、私の記憶上では3カ所だったように思います。その3カ所すべてが稼働しているわけではなく、実際に当事業所で受けられない方に関しましては、もちろん基幹相談支援センターの手助けもあると思うのですが、実態は、その入院生活が継続しているという実態になっております。

このことから、事務局とも協議を進めた結果、改めて指定特定相談支援事業所に指定一般相談支援事業の理解を得るとともに、ともに一緒に考えていける体制づくりが必要なのではないかというところから、本日の課題抽出に至った経緯となっております。

○大友委員

それでは毎年、概ね10件ぐらいの依頼があるという感じでしょうか。達成しているのか、入院継続の人の人が多いということでしょうか。

○江波戸委員

当事業所では、大体4～5名程度の支援を実施しております。その支給決定も松戸市から認定をいただいているところではございます。潜在化された対象者というのは、実際にはもっと数が多いようには思っております。松戸圏域の話をさせていただきますと、我孫子市では、「今、我孫子市の方がどれだけ精神科病院に入院しているのか」というのを、圏域内松戸市にある「恩田第2病院」をはじめとしたアンケート調査を実施しております。こういった他市の取り組みにおきましても、本協議会で共有をさせていただきますと、ぜひ松戸市の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムにおける事業とも連携して実施できればと思います。宜しくお願いいたします。

○大友委員

ぜひ具体化していただくと、どういうニーズがあるかもっとイメージがしやすいということで、次は資料など載せていただけるとありがたいです。宜しくお願いします。

○早坂委員

このシステムの構築が、国からの指示ということもあってということで進められているのだと思いますし、基幹相談支援センターを軸としてということも説明でよくわかったところではあります。先ほどの相談支援部会からの報告でも、「基幹相談支援センターに電話が繋がらない。連携がうまく取れない」といった報告があったかと思います。これはおそらく人の問題も含めてあるのだらうと思いますが、いただいた資料にも、相談員の不足や、緊急時に対応できる支援者の不足といったところが、課題のところで挙げられています。

このシステムの構築に向けて、アセスメントをして、移行をして、その方が地域になじんで暮らしを維持していくためには、それ相応のサポートが必要になってくると思われます。つなぐだけでは社会参加とはなっていないと思いますので、そのあたりで基幹相談支援センターの今後の体制整備と言いますか。人員配置等々について、市としてはお考えがあるのかどうかをお聞きしたいです。

○事務局・佐藤

基幹相談支援センターの人員配置については、これまで何度かこの協議会でもお話をいただいているところですが、人員配置もそうですし、業務の進め方ですとか、時間外の勤務がどれぐらいあるか、そういった部分も把握しながら、継続的に適正な配置になるように努めてまいりたいと考えております。

【1 議事1 (3) 第2回 日中サービス支援型共同生活援助評価部会】

次の議事に入りたいと思います。続きまして、議事1の(3)「第2回 日中サービス支援型共同生活援助評価部会」につきまして、江波戸部会長からご説明をお願いします。

○江波戸委員

日中サービス支援型共同生活援助評価部会の部会長の江波戸でございます。本日の資料をお手元にご用意いただけますようお願いいたします。

早速ですが、まず資料3の1ページをご覧ください。令和5年12月21日に、第2回の「日中サービス支援型共同生活援助評価部会」を開催いたしましたので、ご説明いたします。

第1回の評価部会では、松戸市内にある四つの日中サービス支援型グループホームの評価をいたしました。今回の評価部会では、新たに日中サービス支援型グループホームと生活介護事業所の併設を希望する事業所から、松戸市地域自立支援協議会に申し出があり、評価を行いました。なお、既存のグループホームの評価とは異なり、本件は事業所の計画段階で評価を行うため、事業所名及び事業所の仮名、建設計画の都度の情報等につきましては、松戸市情報公開条例第7条第3項の規定により、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報のため非公開とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、今回、評価部会を開催した経緯と意義についてご説明いたします。資料3の2ページをご覧ください。千葉県からの通知等によりますと、日中サービス支援型グループホームと通所事業所を、同一敷地内に建設しようとする場合に、千葉県が指定するにあたり、市町村協議会等による事前評価が必要であるとされております。この同一敷地内の判断における概念につきましては、事業所の指定を行う都道府県によって解釈が異なります。

千葉県の場合には、日中サービス支援型グループホームと通所事業所との間が、フェンスなどで区切られていても、県が実質的に同一敷地にあると判断すれば、同一敷地内とみなされますが、他の圏域では、フェンスや駐車場等で日中サービス支援型グループホームと通所事業所との間が区切られていれば、異なる敷地であると判断し、別々に指定を行う都道府県もございます。

また、千葉県では、日中サービス支援型グループホームと通所事業所の併設は、グループホームの敷地内で生活が完結し、地域との交流が図られないおそれがあるなどの理由により、原則認めておらず、市町村が認めた場合に限り指定を行う形式をとっていることから、同一敷地内における併設に対する実質的な判断は、市に委ねられていることとなります。以上の経緯により、本件は千葉県が同一敷地内にあると判断したことから、当評価部会で評価するに至りました。なお、松戸市及び近隣市において、千葉県の指定前に市町村協議会等が事前に評価を行うケースは、本件が初めての案件であり、今後同様のケースが発生した場合には、今回の評価結果が前例となることが考えられます。

当評価部会では、日中サービス支援型グループホームと生活介護事業所の運営方針や、活動内容が、高齢・重度化した障害者に対応し、地域に開かれたサービスであるという日中サービス支援型

グループホームの原則等に照らして、併設にふさわしいかという観点を重点的に評価いたしました。評価部会におきましては、対面を基本とし、一部オンラインと書面にて開催いたしました。流れとしましては、事業所より事前に提出した報告・評価シート及び図面等に沿って事業内容を説明し、その後、説明の内容や、評価シートの記載項目について質疑応答を行いました。最後に、事業所が退出した後で、各委員が評価を実施しております。

評価結果におきましては、資料3の3ページ、右上に「第5号様式」と記載されております「市町村協議会等による評価結果報告シート」のとおり、日中サービス支援型グループホームと生活介護事業所を同一敷地内に設置することは、適当ではないと評価いたしました。評価の内容につきましては、資料3の4ページ以降の「報告・評価シート」に記載のとおりとなりますが、概要についてご説明いたします。

事業者の説明によりますと、日中サービス支援型のグループホームと生活介護事業所の併設を希望する理由としまして、強度行動障害の方への対応を重点的にやりたいとの説明がございました。しかしながら、事業者の説明からは、同一敷地内に設置しなければ事業者が目的とするサービスを提供できない理由が明確には得られず、日中サービス支援型共同生活援助の意義に反して、同一敷地内に生活介護事業所を設置する必要性を感じ取れる内容ではないと感じました。また、併設する生活介護事業所以外における日中活動についても十分な説明がなく、併設事業所である生活介護事業所の利用ありきの運営方針が感じられ、グループホームの中で生活が完結する可能性が高いと思われました。

また、生活介護事業所の定員も、グループホームと同じ20名となっていることから、仮に生活介護事業所のみを利用する方を受け入れた場合、グループホームを利用される方が、隣接する生活介護事業所を利用できないおそれが想定されております。図面を見ていただければと思うのですが、建物についてもエレベーターの設置予定がなく、入居者が高齢になられた場合の利用について疑問が残ります。

また、入居者の男女比についても当日質問を行いました。強度行動障害の特性上、男性の受け入れが多くなる可能性が高いとの説明があり、事業所からは「柔軟に対応する」とのことでしたが、男女の区分けが不十分なことによるトラブルが懸念されております。以上のことから、強度行動障害の方への対応を中心に据えた事業者の理念や、グループホームの趣旨につきましては一部理解を示しますが、生活介護事業所との併設については、併設しなければならない理由が評価部会を通じて明確に得られなかったため、委員5人全員が「併設に適していない」との評価となりました。

今後の予定としては、当該事業者の今後の計画にかかわる内容でもあることから、協議会終了後、速やかに事業所へ評価結果を通知すべきと思慮いたします。

本件につきまして、実際にどのような形ならば併設を認めるのかということも、委員の方々も十分に念頭に置かれていると思います。併設に適した事業所の要件を千葉県の担当者に確認しましたところ、「地域のニーズと事業内容の合致が取れることが望ましい」との回答を得られました。実際に、県内にも申請が認められている事業所は少なからずあるとのこと。この後ご報告いただく「松戸市障害福祉計画」と合わせ、本部会でも引き続き検討させていただければと思います。以

上で、評価部会からの報告といたします。

○今成会長

ありがとうございます。ただいまの議事に関しまして、事前質問はございませんでしたが、皆様から何かご質問等ございますか。

○星野委員

私も関与させていただいたのですけれども、丁寧にまとめていただいてありがとうございました。

今、ご発言の中にもあったとおり、地域のニーズに関して、我々も問いかけられた時に、この地域のこのニーズについて、きちんと精緻にわかっているかという、ふと止まってしまうというか、そういったところはありませんでした。先ほどのアンケートではないですけれども、引き続きそういったデータといったものを集約していきながらこんな事例がきたならば、ちゃんと明瞭に、「あるんですよ」、「ないですよ」や、「こんなものありますよ」だとか、我々としても言えるようになっていきたいなど自戒の念を込めて思いました。

○今成会長

他に皆様からいかがでしょうか。

○菊田委員

個人的に気になったのですが、この事業者は「適当ではない」と判断されて、もうその通知は事業者さんに伝わっていて、その後この事業者さんは、次のアクションとしてどうされたのでしょうか。

○事務局・飯島

今回の結果につきまして、まだ事業所には通知しておりません。この会議を経て、事業所に対しては通知することになります。今回、「適当ではない」と判断したのは、あくまで日中サービス支援型グループホームと、生活介護事業所の併設に当たる部分においてのみでございまして、仮に日中サービス支援型グループホーム単体、生活介護事業所の単体ですと、県の指定を受けていただければ、設立自体はできるところでございまして。

実際に、評価部会でも同じような質問が委員からございまして、事業所の意向としては、日中サービス支援型グループホームを設立されたいという回答がございました。

【2 報告事項 (1) 第4次松戸市障害者計画・第7期松戸市障害福祉計画・第3期松戸市障害児福祉計画(素案)】

○今成会長

ここからの内容に関しましては、報告事項となります。それでは報告事項（１）「第４次松戸市障害者計画・第７期松戸市障害福祉計画・第３期松戸市障害児福祉計画(素案)」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局・松尾

私からは、報告事項（１）についてご説明いたします。基本的には、資料４の表紙の部分に沿った形で、少し肉付けしてご説明できればと思いますので、そちらをお手元にご用意いただければと思います。

まず、これまでの経緯というところでございますが、令和５年１０月２日付けで地域自立支援協議会の委員の皆様へ、計画素案内容について意見照会の依頼をいたしました。事前に皆様からはご意見を多数いただきまして、いただいた資料につきましては、令和５年度第２回松戸市障害者計画推進協議会の議事資料の一部とさせていただきます。実際に会議において使用した資料につきましては、次ページ以降にリストになっておりますので、皆様ご一読いただければというところでございます。

実際には、本協議会委員の皆様から１６件のご意見をいただきました。いただいた内容につきましては、実際に計画内容の修正に活用させていただくとともに、当日の議事内容として実際に使わせていただいて、協議会の中で議論を深めさせていただいたというところでございます。委員の皆様からたくさんのご意見をいただきまして、この場を借りて感謝申し上げます。

そのあとの流れになるのですが、令和５年１２月１８日から１カ月ほど、パブリックコメントを実施させていただきました。既に受付期日を過ぎておまして、今後につきましては、３月中旬にパブリックコメントの結果公表し、４月から次期計画がスタートするという運びとなっております。引き続き、本協議会委員の皆様におきましては、ご意見を都度賜りながら、また次回の計画策定の準備を進めてまいりたいと思っておりますので、宜しくをお願いいたします。

【２ 報告事項 （２）地域生活支援拠点の運営状況】

○今成会長

続きまして最後に、報告事項（２）「地域生活支援拠点の運営状況」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局・佐藤

報告事項（２）を事務局の佐藤より説明させていただきます。資料６「松戸市地域生活支援拠点と整備イメージ図」をご用意ください。

まず、地域生活支援拠点の整備について、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、改めて説明させていただきます。イメージ図の右上に記載しておりますが、「地域生活支援拠点等整備」と

は、障害がある方が地域で安心して生活していけるように、サービス体制を構築していくものになります。具体的には、障害の重度化や高齢化、将来的に、親による介護等が難しくなった場合に備えるため、5つの機能を地域の実情に応じて整備するものです。5つの機能については、「1. 相談」、「2. 緊急時の受け入れ・対応」、「3. 体験の機会・場」、「4. 専門的人材の確保・養成」、「5. 地域の体制づくり」になりますが、その内容につきましては、資料に記載している内容をご確認いただければと存じます。

整備方法につきましては、松戸市では既存の資源の活用や、ネットワークの強化による整備である面的整備形により、令和3年10月から整備を進めております。整備状況につきましては、イメージ図中段の、少し上にある横長の2つの囲みの部分になりますが、松戸市におきましては委託事業により、機関相談支援センターと緊急一時保護運営事業者が、1～5までの機能を担っております。

緊急一時保護運営事業者におきましては、2番目の機能である「緊急時の受け入れ・対応」の機能を、社会福祉法人 松里福祉会が担い、緊急一時保護として短期入所事業所にベッドを2床確保いたしまして、家族等の介護者の急病や事故などの理由で、残されたご本人が居宅生活を維持できない場合に、1週間程度短期入所事業所を利用できる体制となっております。この短期入所の利用にあたりましては、原則対象者の事前登録が必要となり、緊急時には相談支援事業者等を通しまして松里福祉会へ連絡し、事前登録の情報に基づいて入所の調整を図ることとなっております。

この緊急一時保護の令和5年11月末時点の運営状況といたしましては、イメージ図中段の右上の表になりますけれども、令和3年度以降の累計事前登録者数が192名、令和5年度の緊急一時保護の利用者数が9名、令和5年度の体験利用者数が344名となっております。なお、緊急一時保護の利用者につきましては、12月に障害児・者各1名の利用がありまして、12月末時点では11名となっております。この緊急一時保護については、令和4年度実績は7名でしたので、増加傾向にあります。

また、ただいま説明いたしました委託事業に加えまして、地域生活支援拠点の機能を担う事業所につきましては、各機能を担える市内の事業所を随時手上げ方式で募集し、市で登録事業者として登録しております。登録事業所数につきましては、令和4年度末は5事業所でしたが、今年度に相談支援事業所1カ所、短期入所事業所2カ所の、合計3事業所に新規登録いただき、現在8事業所となっております。

次に、令和5年12月8日に開催いたしました、地域生活支援拠点運営協議会の内容の報告になりますが、当協議会では、事業所登録状況や緊急一時保護等の運営状況の共有や、課題検討を行いました。2項目の課題と取り組みにつきましては、資料2枚目・A4横の「地域生活支援拠点運営状況」について、項目ごとに報告いたします。

1つ目の項目は、上段の「短期入所事業所の拡大」になります。まず、継続課題といたしまして、事前登録者の増加による将来的な短期入所先の不足の恐れです。委託事業での短期入所事業所1カ所の他に、さらなる拡充が必要であること。医療的ケアが必要な方の、緊急一時保護のための短期入所先の確保が挙げられました。これらの課題への取り組みといたしまして、医療的ケア対応事業

所を含む松戸市内の短期入所事業所へ、拠点事業所への登録の依頼文書を送付いたしました。その結果、新規で2カ所の短期入所事業所に、登録事業所として登録いただくことができました。

今後の取り組みといたしましては、さらなる短期入所先の登録事業者数の増加を目指し、継続的に事業所の従業者への登録の働きかけを行なってまいります。また、他の機能も含めまして、地域全体での整備を合わせて進めてまいります。

2つ目の項目といたしましては、表の左側下段になりますが、「緊急一時保護の事前登録」になります。継続課題といたしまして、緊急一時保護の事前登録がない方の飛び込み利用が多く、事前登録者数の拡大が必要であることが挙げられました。事前登録のない飛び込み利用につきましては、利用されるご本人の心理的負担ですとか、受け入れ事業者や支援者の負担も懸念されることから、事前登録や体験利用の実施が求められるところです。課題への取り組みといたしましては、障害福祉サービス更新書類の送付時に緊急一時保護のチラシを同封し、介護者が急病等になった際に、居宅生活を維持できない方への利用の啓発を行っております。また、『広報まつど』への掲載。特別支援学校、民生委員への周知を行っております。

今後の取り組みといたしましては、継続的な周知による事前登録者の拡大と、体験宿泊の実施を通しまして、緊急時のスムーズな利用につなげてまいります。加えまして、事前登録の件数が少ない障害児の方を中心に、サービス利用の際の基幹相談支援センターでの聞き取り時に、緊急一時支援を周知してまいります。以上、地域生活支援拠点の運営状況の報告になります。

○今成会長

報告に対する説明をありがとうございました。

議事が戻ってしまいますが、皆様に一点確認させていただきたいことがあります。先ほど議事1の(3)ですが、江波戸委員から「日中サービス支援型共同生活援助評価部会について」のご報告がありました。これについて、皆様からご異議がないかどうかの合意形成が諮られておりませんでしたので、ここで確認をさせていただければと思います。先ほどの日中サービス支援型共同生活援助評価部会につきましてのご報告について、皆様からご異議ございませんでしょうか。

○早坂委員

異議はないのですが、最後に少し意見を言わせていただきたいと思います。

まず1つは、強度行動障害を10名受けるというお話で、助言のところにも書かれています。これは何件ぐらいの方を見込んで、どれくらい受けるつもりなのかというのは、本件は指定が県になってしまうので、松戸市としては、指定が下りれば少なくともこの同一敷地内の設置に関してはNGだけれども、これ自体は運営されることになる可能性が高いと思います。現在、県で強度行動障害の方たちの「暮らしの場支援会議」が設立されて、そこで行動障害の方たちの行き場というところを、かなり慎重に検討しています。そういうところからの方を、きちんと受け入れていただけるのであれば、強度行動障害をやるということに関しての意義は大きいと思います。ただし、強度行動障害の方をやるには、少なくとも、この助言に書かれてありますように、医療連携は必須だと思います。

す。場合によっては、入院というサポートも必要になる可能性があります。

そうしたバックアップを何も整えない状況で強度行動障害を受けるということに関しては、非常にリスクが高いと考えられます。ですから、併設の問題だけではなくて、強度行動障害ということに関して、やはりもう少し認識を深めていただけたらなと感じたところです。

少なくともこの図面を見る限りにおいては、もし10名もの強度行動障害の方がいたとしたら、この日中支援の場所で、本当にお一人かお二人を受け入れるのがせいぜいで、10名の方などとても受け入れることはできないのではないかと図面からも思いました。ご判断には賛成で、ただ、プラスこれから評価部会は継続されていくのだと思いますので、ぜひその辺の視点を評価部会の皆様にもお持ちいただけたらと思いました。

○今成会長

貴重なご意見をありがとうございます。

はい、星野委員お願いします。

○星野委員

時間も過ぎていきますので、手短にお伝えします。資料6に関して次回までのお願いですけれども3点あります。

1点目が、この緊急一時保護についてなんですけれども、できれば経年的に示していただければと思います。経年的に示していただくとわかりやすいと思います。

そして2点目に、このプラス76名なのですが、市の周知に効果があったのではないかなと思います。裏面を見ますと、やはりサービス変更書類等の送付時に何かチラシがあったなど、何がいったい一番効果があったのか。何が効果あったのかというところは、政策評価ではないですけれども、そこを次回お聞かせいただければと思います。

最後の3点目は、この緊急一時利用者数が、12月末で11件だったということだと思います。こういった方を受けとめていただくというところは、本当に大事だなと思うのですが、この事例も少し振り返りながら、「本当は、早期にどんなものがあれば、緊急一時保護を利用しなくても済んだ。」みたいな事例があれば、今後そういったものを考えていきたいと思いますというものが、相談支援専門員や、基幹相談支援センターの方への、研修会のトピックスになってくるかなと思います。

こういった緊急一時保護を受けとめる施設は、今後もどんどん増えていくということもないですし、一方で利用される方は増えると思います。受けとめる場合は、受けとめていただきたいのですが、未然に予防できるところは予防しておくというのも施設を増やすだけではなく、受けとめる方を今後も継続的に担保していく上では、大事なかなと思います。以上3点について、次回までにお願ひできたらなと思います。

○今成会長

それでは事務局は引き続き宜しくお願いいたします。星野委員、ありがとうございました。そう

しましたら、改めて本日の議事は以上となります。

【3 その他】

○今成会長

最後に、「その他」に移ります。私から1点、皆様にご提案させていただきたいことがあります。令和5年4月1日付をもちまして、松戸市長から本協議会長宛てに、諮問書の提出を受けました。その調査審議をしまいにしましたけれども、このあと、諮問のあった事項に関しまして、市長に建議することとなります。本日の内容の調査審議結果も反映した上で、建議書を作成する必要があるかと思いますが、お時間の関係上、この場で作成することは困難でございます。そこで、一旦、会長の持ち帰りとしていただき、年度内に委員の皆様へ建議書の案をお示しし、本協議会としての合意形成を図ったのちに、市長宛てに提出させていただきたいと考えております。

この流れで、手続きを今後進めてまいりたいと思いますけれども、皆様にそれでよろしいかどうかお諮りをしたいと思います。皆様、ご異議等はありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは皆様からご了承いただきましたので、建議書につきましては、一旦、会長の持ち帰りとしてさせていただきます。

他に、皆様から何かございますか。

ご意見ないようでしたら、本日の議事は以上で終了いたします。皆様のご協力により、有意義な協議ができました。進行のご協力いただきまして、感謝いたします。今後も皆様のご協力をお願いしていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻したいと思います。

【閉会】

○事務局・藤中

委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。最後に、連絡事項を2点お伝えいたします。

1点目は、次回の開催予定についてでございますが、令和6年8月に開催を予定しておりますので、ご承知おきください。なお、令和6年7月31日をもって、委員の任期満了に伴い、関係機関に置かれましては、改めて委員選出のお願いをさせていただくこともありますので、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご対応のほど宜しくお願いいたします。

続きまして2点目でございます。本日の駐車場のご利用についてでございます。市役所の駐車場

をご利用の方は、駐車券の処理をいたしますので、お帰りの際に事務局の職員までお申し付けくださいませ。

以上を持ちまして『令和5年度第2回松戸市地域自立支援協議会』を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりご協議いただきまして、まことにありがとうございました。

(以上)